

# 鳥取県公報

昭和二十七年六月十六日  
外 月 曜 日  
号

本報ノ大きさハ國定規格A五判

◇告 示 目 次  
定例県議会の招集  
毒物、劇物取扱者試験実施

## 告 示

鳥取県告示第三百十四号

昭和二十七年六月二十四日定例県議会在鳥取市に招集する。

昭和二十七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百十五号

毒物、及び劇物取締法施行規則第七條の規定に基く毒物  
劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和二十七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 一、期日及び場所

昭和二十七年七月十六日午前十時

東伯郡倉吉町明治町

鳥取県中央農業協同組合連合会

### 二、試験の種類、科目

#### 1、筆記試験

試験科目 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱  
方法(但し、農業用のみ受験するものは毒  
物及び劇物の範囲を別記のとおりとす  
る。)

#### 2、実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法(但し、農業用の

み受験するものは毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。)

三、手続  
志願者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)を参照して昭和二十七年七月九日までに受験申請書に、試験手数料五百円を添えて所轄保健所を経由し知事に提出すること。

別記

- (一) 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤。
- (二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベリン青、黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- (三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- (四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(五) 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

(七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

(八) クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

(九) 砒弗化水素酸塩類

(十) 銅塩類。但し、雷銅を除く。

(十一) 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

(十二) バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

(十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

(十四) ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。

(十五) 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

(十六) テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。

る製剤。

(十七) ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(十八) デエチルパラニトロフェニールチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(十九) デメチルパラニトロフェニールチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(二十) エチルパラニトロフェニールチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。

(二十一) プロムメチル

(二十二) 二―四―デニトロ六―シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。但し、二―四―デニトロ六―ヘキシルフェニール一五%以下を含有する製剤を除く。